

保育所・幼稚園の園児を募集します

◆ 申込期間 10月1日(水)～10月31日(金)

平成27年4月からの保育所・幼稚園の入所・入園申込みを開始します。

▼ 注意事項

- ▽ 入所の決定は、申込み受付順ではありません。
- ▽ 施設の規模や申込み状況などによっては、入所審査を行い、入所いただく施設を調整させていただく場合があります。あらかじめ、ご承知おきください。
- ▽ 入所・入園当初は、お子さんの心の負担軽減のため、2週間程度の短縮保育(慣らし保育)があります。
- ※ 18歳以下(高校3年生まで)の児童を3人以上養育している世帯の3人目以降のお子さんの入所・入園の場合には、保育料は免除になります。



平成27年4月から三春町
第1保育所の運営を行う
指定管理者が、公益財団
法人星総合病院に決定し
ました。

町では、保育所における保育サービスの充実を図るため、認可保育所(第1保育所)の公設民営化(指定管理者制度の導入)に向けて進めてまいりましたが、このたび公益財団法人星総合病院に決定いたしました。

第1保育所での新たな保育サービスとして、延長保育(午後7時まで)や土曜1日保育を実施いたします。

丁寧な引継ぎを行い、お子さんの負担にならないよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

町立認可保育所

- ▼ 第1保育所(担橋)
☎62・3839 定員120名
- ▼ 第2保育所(貝山)
☎62・2748 定員80名

対象となる児童

- 保護者のいずれもが次のいずれかの事情により、子どもの保育を必要とする場合
- ① 家庭外や家庭内(家事以外の仕事)で仕事をしている場合
 - ② 出産前か出産後間がないこと
 - ③ 病気、負傷、心身に障がいがある場合
 - ④ 同居の親族(長期間入院等をしている場合も含む)を常時介護または看護している場合
 - ⑤ 震災、風水害、火災等の復旧に当たっている場合
 - ⑥ 求職活動を継続的に行っている場合
 - ⑦ 学校または職業訓練校に在学している場合
 - ⑧ 虐待やDVのおそれがある場合
 - ⑨ 育児休業取得中に、既に保育を利用している子がいて継続利用が必要な場合

保育する時間

- ⑩ ①から⑨に類する状態にある場合
- ▼ 年齢(平成27年4月1日現在)
- ▼ 第1保育所 満1歳から
- ▼ 第2保育所 生後6か月を超えてから

- ▼ 月～金曜日(時間外保育時間を含む)
- ▼ 第1保育所
午前7時30分～午後5時45分
- ▼ 第2保育所
午前7時15分～午後5時45分

- ▼ 土曜日(時間外保育時間を含む)
- ▼ 第1保育所
午前7時30分～午後5時45分
- ▼ 第2保育所
午前7時15分～午後0時30分

- ▼ 延長保育
※ 第2保育所の朝の時間外保育は、1歳児から実施
- ▼ 対象年齢 満1歳以上
- ▼ 日時 月～金曜日午後7時

保育料(月額)

平成26年度または平成27年度の町民税の額の区分(階層区分)による基準額)に基づき決定します。

- ▼ 延長保育料 月額3,000円
- ※ 保育日数が1か月に15日以内の場合、月額2,000円
- ▼ 昼食 給食
- ※ 3歳以上の児童については、主食(ごはん、パンなど)の持参が必要となります。

認可外保育所

- ▼ 北保育所(北成田)
☎62・4133 定員40名

対象となる児童

平成27年4月1日現在で満3歳以上の児童

保育する時間

- ▼ 月～金曜日(時間外保育時間を含む)
午前7時30分～午後3時30分
- ▼ 土曜日(時間外保育時間を含む)
午前7時30分～午後0時30分
- ▼ 延長保育(有料 定員15名)
月～金曜日 午後6時まで

保育料(月額)

- ▼ 保育料 月額5,900円
- ※ 町民税額等により軽減される場合があります。
- ▼ 延長保育料 月額3,000円
- ※ 保育日数が1か月に10日以内の場合、月額3,000円
- ▼ 入所料 入所時5,000円
- ▼ 昼食 給食 平成26年度の給食費は月額42,550円、土曜日や小学校が長期休業期間中は、給食はありません。